

各高齢者施設・事業所管理者様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
長寿介護課長

新型コロナウイルス感染拡大に関する注意喚起

新型コロナウイルスの感染防止対策に日々御尽力いただき深く感謝申し上げます。

同感染症については、本年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に変更されましたが、現在、全国的に感染拡大の傾向が見られる中、専門家からは今夏の感染再拡大の可能性が指摘されており、本県においても直近（6/12～6/18）の定点あたり報告数は3週連続で増加している状況にあるなど、徐々に感染リスクが高まっております。

介護現場の最前線を担う各事業者におかれましては、引き続き感染防止対策を徹底していただくとともに、必要な介護サービス提供を継続するため下記について特段の御留意をお願いします。

記

1 サービス提供継続の取組み

(1) 従業員の体調管理の徹底

- ・体調不良者は出勤しない・させない
- ・出勤後に症状が現れた場合は速やかに人との接触を避ける

(2) 体調不良者等が出た際のBCP（業務継続計画）の点検・実施

2 感染防止の取組み

(1) 正しいマスクの着用・定期的な換気・手洗い・手指消毒など、基本的な感染対策の徹底

(2) 3密回避など、感染回避行動の徹底

(3) 接種時期が到来した入所者へのワクチン接種

※このまま感染拡大が続く場合、抗原検査キットによる職員への集中検査を実施する可能性があります。

3 入所者に体調不良が確認された場合

(1) 嘱託医又は協力医療機関に相談のうえ、適切な医療提供を行う

(2) 従事者を含め、施設内でコロナ陽性者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合等は、最寄りの保健所に報告する

4 面会について

ご家族等との面会機会の減少による入所者の心身への影響が懸念されており、厚生労働省からも施設における面会の再開・推進を図ることが重要と示されています。基本的な感染対策に取り組みつつ、面会実施をお願いします。

【担当】
長寿介護課 介護事業者係
TEL:089-912-2432
Mail:choujukaigo@pref.ehime.lg.jp

関連リンク

5類移行前のものは、療養期間や濃厚接触者など、現在と異なる部分もございますのでご留意ください。

【厚生労働省関係】

○新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001048000.pdf>

○高齢者施設等における感染対策の徹底について（換気の重要性）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001021942.pdf>

○ワクチン接種

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

○介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/douga_00002.html

○面会について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00014.html

【愛媛県関係】

○新型コロナウイルス感染症に関する情報

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/covid19.html>

○高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策について（クラスター対策）

https://www.pref.ehime.jp/h25500/cluster_taisaku.html

○介護サービス事業者及びサービス利用者の方へ

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyou/index.html>